

最近の消費生活相談事例 「架空請求」心当たりのない はがきにご注意を

担当 広聴人権課
☎046(252)8146
FAX046(252)0220

事例 法務省管轄支局から左図のはがきが届いた。身に覚えがなかったが「訴訟」差

架空請求はがきの例

消費料金に関する訴訟最終通知のお知らせ 訴訟管理番号(■)●●●

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されて裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押さえを強制的に執行させて頂きます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせください。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年●月●日
取り下げ等のお問い合わせ相談窓口
☎03-●●●●-●●●●
受付営業時間
平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00
法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-●●●● 東京都千代田区霞が関1丁目●番地●号

児童ホーム延長保育

担当 子ども育成課
☎046(252)7969
FAX046(252)5080

9月1日(土)から、児童ホーム入所児童を対象に、延長保育を実施します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○費用 月額800円
○利用方法 市役所2階子ども育成課および各児童ホームで配布する申込書に必要事項を明記し、直接担当へ

○利用時間 午後6時30分~7時

し押さえ」という言葉に不安を感じたので、はがきに書かれた連絡先に電話をすると、債権回収会社から問題を解決するために現金を送るように指示された。怪しいと思うのだが、無視してよいか悩んでいる。

困ったこと、不明なことがある場合は、消費生活センターへご相談ください。

市消費生活センター

市消費生活センターでは、専門の相談員が、商品・サービスや事業者とのトラブルの相談などを受け付け、問題解決のサポートをしています。

身に覚えがない場合は、支払わず、対応しないようにしましょう。弁護士事務所や金融庁職員を名乗る場合もあります。また、現金を送る代わりにプリペイドカードなどの購入を指示される場合もあります。

悪質な請求を受けた場合は、証拠を保管し、すぐに警察へ届け出てください。

○相談方法 電話または直接センター(市役所1階広聴人権課内)へ

関節らくらく 水中ウォーキング講座

担当 介護保険課
☎046(252)7084
FAX046(252)8238

健康上の理由で歩行が困難な方(医師の制限がある方を除く)に向けたウォーキング講座を開催します。同講座では、プール内を歩くことで、歩行や転倒予防に必要な筋力やバランスを養います。

○とき 9月6日~11月29日毎週木曜日午後1時~2時(10月11日を除く。全12回)

○ところ 協栄スイミングクラブ(座間2-239)
※希望者は、12回3600円の送迎が利用できます。

○定員 30人(多数抽選)
○費用 2400円
○持ち物 水着他
○申込方法 8月17日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

夫婦で参加できる 子育て講座

担当 生涯学習課
☎046(252)8472
FAX046(252)4311

夫婦で協力して子育てを行うコツを学ぶ講座を開催します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○定員 ①50人②30人(多数抽選)
○参加費 無料
○保育 1回100円(原則2歳以上、多数抽選)
○申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○対象 乳幼児がいる方、妊娠中の方と夫(父・母)

○とき ①9月9日②12月9日いずれも日曜日午前10時~11時45分

○ところ ハーモニーホール座間

ママの育児サロン 「ほっと一息」

担当 生涯学習課
☎046(252)8472
FAX046(252)4311

コミュニケーションを楽しむヒントなどを学ぶ講座を開催します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対象 乳幼児がいる方、妊娠中の方と夫(父・母親のみの参加可)
※③は公開講座のためどなたでも参加できます。

○定員 ①②20人③④50人(多数抽選)
○参加費 無料
○保育 1回100円(原則2歳以上、多数抽選)
○申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○とき ①9月14日・21日いずれも金曜日(全2回)②10月16日・30日毎週火曜日(全3回)③10月21日(日)④12月2日(日)午前10時~11時45分

○ところ 市役所5階会議室、ハーモニーホール座間

政府から対象者に給付金が支給されます ご存じですか? B型肝炎ウイルスに感染している B型肝炎給付金

☑ B型肝炎ウイルスに感染している
☑ 昭和16年7月2日~昭和63年1月27日生まれ
2つとも当てはまる方は、政府から給付金を受けられる可能性があります。対象者から母子感染した方や、ご遺族(相続人)も対象になります。

◆給付金額の一例◆
死亡・肝がん 3600万円
軽度の肝硬変 2500万円
慢性肝炎 1250万円
ご自身が対象者かと思われた方は、早めの請求をご検討ください。なぜなら、請求に必要な病院のカルテ等は、時間がたつと廃棄され手に入らなくなることがあるからです。対象者にならずに後悔しないよう、当事務所の無料電話相談で簡単に確認できます。

お気軽にお電話下さい。

無料電話相談
0120-918-862
平日9:00~17:30
相談件数5,400件以上
※平成30年4月末日現在

弁護士吉岡津

屋根・外壁塗装、防水工事、内装リフォームは
私たちにまかせください!!

無料診断実施中! 診断・見積りだけでもお気軽にご相談ください。

地元密着の迅速対応 自社での一貫施工 安心の適正価格 最大10年の施工保証

株式会社ウスイ建装
〒242-0001 神奈川県大和市下鶴間2791-15
TEL:046-240-1151 FAX:046-240-1152
http://www.usui-kenso.co.jp

0120-630-831

ウスイ建装 株式会社